
平成20年 第5回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成20年6月27日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成20年6月27日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第57号 南部町監査委員条例の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 南部町営住宅条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第59号 平成20年度南部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第60号 平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第61号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第62号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 陳情第17号 沖縄戦における日本軍の命令・強制・誘導による「集団自決」の記述を削除、修正させた教科書検定の結果を撤回し、同記述の速やかな回復を要求する意見書提出についての陳情書
- 日程第10 陳情第23号 文科省による軍の「強制」削除の沖縄「集団自決」検定意見の撤回について(陳情)
- 日程第11 陳情第25号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める陳情書
- 日程第12 陳情第31号 法務局の増員に関する陳情書
- 日程第13 陳情第4号 地域医療と国立病院の充実に関する陳情書
- 日程第14 陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求める陳情
- 日程第15 陳情第6号 最低賃金の引き上げと制度の更なる改正を求める陳情
- 日程第16 陳情第7号 後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情
- 日程第17 陳情第8号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情
- 日程第18 陳情第9号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情
- 日程第19 陳情第10号 過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不

法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書

日程第20 陳情第11号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を
求める陳情

(追加議案)

日程第21 発議案第7号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実
を求める意見書

日程第22 発議案第8号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書

日程第23 発議案第9号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

日程第24 議員派遣について

日程第25 議長発議第10号 農業委員の推薦の件について

日程第26 議長発議第11号 閉会中の継続審査の申し出について

日程第27 議長発議第12号 閉会中の継続審査の申し出について

日程第28 議長発議第13号 閉会中の継続審査の申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 議案第57号 南部町監査委員条例の一部改正について

日程第4 議案第58号 南部町営住宅条例等の一部改正について

日程第5 議案第59号 平成20年度南部町一般会計補正予算(第2号)

日程第6 議案第60号 平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第61号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第62号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第9 陳情第17号 沖縄戦における日本軍の命令・強制・誘導による「集団自決」の記述を
削除、修正させた教科書検定の結果を撤回し、同記述の速やかな回復を
要求する意見書提出についての陳情書

日程第10 陳情第23号 文科省による軍の「強制」削除の沖縄「集団自決」検定意見の撤回につ
いて(陳情)

日程第11 陳情第25号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める
陳情書

- 日程第12 陳情第31号 法務局の増員に関する陳情書
- 日程第13 陳情第4号 地域医療と国立病院の充実に関する陳情書
- 日程第14 陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求める陳情
- 日程第15 陳情第6号 最低賃金の引き上げと制度の更なる改正を求める陳情
- 日程第16 陳情第7号 後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情
- 日程第17 陳情第8号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情
- 日程第18 陳情第9号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情
- 日程第19 陳情第10号 過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書
- 日程第20 陳情第11号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情

(追加議案)

- 日程第21 発議案第7号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書
- 日程第22 発議案第8号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書
- 日程第23 発議案第9号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書
- 日程第24 議員派遣について
- 日程第25 議長発議第10号 農業委員の推薦の件について
- 日程第26 議長発議第11号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第27 議長発議第12号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第28 議長発議第13号 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（16名）

1番 植田均君	2番 景山浩君
3番 杉谷早苗君	4番 赤井廣昇君
5番 青砥日出夫君	6番 細田元教君
7番 石上良夫君	8番 井田章雄君
9番 笹谷浩正君	10番 足立喜義君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君

13番 塚田勝美君

14番 真壁容子君

15番 宇田川弘君

16番 森岡幹雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷口秀人君 書記 ————— 本田秀和君
書記 ————— 加藤潤君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂本昭文君 副町長 ————— 藤友裕美君
教育長 ————— 永江多輝夫君 病院事業管理者 ———— 三鴨英輔君
総務課長 ————— 陶山清孝君 財政室長 ————— 伊藤真君
企画政策課長 ————— 三鴨義文君 地域振興統括専門員 ——— 仲田憲史君
税務課長 ————— 米澤睦雄君 町民生活課長 ————— 畠稔明君
教育次長 ————— 稲田豊君 病院事務部長 ————— 前田和子君
健康福祉課長 ————— 森岡重信君 保健対策専門員 ——— 櫃田明美君
建設課長 ————— 滝山克己君 上下水道課長 ————— 松原秀和君
産業課長 ————— 分倉善文君 農業委員会事務局長 ——— 加藤晃君
監査委員 ————— 須山啓己君

午前9時00分開議

○議長（森岡 幹雄君） おはようございます。久方ぶりの雨上がりでございまして、さわやかな日でありますけれども、最終日を迎えました。大変委員会での審査、お疲れでございました。

早速きょうの会議を開きたいと思います。

ただいまの出席議員数は16人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森岡 幹雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により次の2人を指名いたします。

10番、足立喜義君、11番、秦伊知郎君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第57号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第3、議案第57号、南部町監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 議案第57号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第57号、南部町監査委員条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第58号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第4、議案第58号、南部町営住宅条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長。議案第58号、南部町営住宅条例等の一部改正については、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第58号、南部町営住宅条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第59号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第5、議案第59号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、総務常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 議案第59号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 一般会計補正予算の教育費の中で、南部町の教育を考える委員会の予算、委員謝礼20万円の計上について質問いたします。

南部町の教育を考える有識者会議の（仮称）の概要案というのが委員会で審査されたと聞いておりますけれども、この審査の内容について、詳細に御説明をお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 南部町の教育を考える有識者会議ではありませんで、南部町の教育を考える委員会、仮称の段階での検討された資料の配付を受けて、教育長の方より聞き取りを行いました。

取りまとめて説明をいたしますと、教育委員だけでこれからの非常に大きな教育の問題をすべて考えて結論を出していくことはなかなか難しいというお考えがどうもあるようでして、学校の関係者の方、地域の方、そして専門的な知識を有する方からの意見を聴取しながら問題の最善な解決を図りたいという思いから、このような考える会をつくるように予定をしておられます。

この会議の課題ですが、例えば小学校のあり方について、中学校のあり方について。これは二小の存続の問題ですとか、小学校から中学校までずっと一つの学級で上がっていくことに対する問題、そして小中一貫校教育、また保育園、小学校、中学校の連携について、生涯学習のあり方についてという幅広い課題を検討される予定になっております。

そして、現在、委員を予定をされておりますのが、学識経験者を町外からお二人、そして同じく学識経験者の町内の男性の方3名、女性の方3名、そして中学校、小学校よりそれぞれ校長先生を1名ずつ、公募の委員として男性の方、女性の方、お一人ずつをこの考える会の構成メンバーとして御予定というふうに伺っております。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 考える会ですけれども、この概要で見ますと2月中旬に結論を、一定の取りまとめが2月中ということで、5回の会議が構想されているという内容で、それから委員も12人と。それで、その中で一般公募が男女1名ずつというような構成になっておりますけれども、この会という性格は本当に先ほど説明いただきましたように小学校のあり方、第二小の存続、それから中学校のあり方で1学年1学級編制の問題点とか、小中一貫校という新しい学校教育のあり方、それからまだ保育園、小・中学校の連携という本当に幅広い内容を持っております。これは南部町の教育の将来をどう構想するかという、本当に大変な大議論をしていかなければならないような問題があるというふうに思っております、そのことについて、この委員会のこのような構成でいいのかどうか、取りまとめがこういう形で短期間、8カ月程度ですかね、

こういう短期間にまとめられるような問題なのかというようなことについて、どのような議論がされたのでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 今、植田議員がおっしゃいましたような疑義といいますが問題点の指摘もございました。地域とか保護者の方が入って、地域が入られるか入られないかということは、公募とか有識者の中にもございますので、それははっきり言えませんが、そういった実際に教育にかかわっておられたり、地域で教育機関を共有しておられたりというような方々の意見はどうするのかという話も確かに出てまいりました。

教育長よりの回答では、そういった地域、または保護者、PTA、そちらの方の話はまた別個に聞き取るということで、この教育を考える会と保護者、PTA、地域とは、両方並行で聞き取りをしていくという回答がございました。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1点だけお聞きします。

植田議員が質問した中で大体わかったんですけど、1点だけ。公募の部分で、男女で各1名ということだったんですけども、図らずも1人ずつの希望ならいいんですけども、複数あった場合の選考の基準とか、そういうようなことはどういうぐあいにして決定されるのかということも聞きになったのでしょうか。そのことをお聞きします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 複数の応募があった場合の選考の基準とかは、委員会では聞いておらなかったように記憶しておりますので、議長を介して、執行部より御回答いただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長の要請がございますので、教育長の方から答えてもらうのがよろしいのかな、次長が答えるか。手を挙げた方に指名します。

教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。男女という、今のところ考えをしておりますけれども、男性、女性という、どちらかに偏るよりもその方が好ましいだろうということで、まず基本的に考えております。

細かい点まで、実はまだ最終の部分の整理してないところがありますけれども、委員会の中では若干の御本人さんのお考えといいたいまいしょうか、教育に対するお考えのようなものを記載をして

いただいて、それを一つの選考基準みたいな形で選考させて、たくさん御応募いただいたとき、そういうことも考えないけんあというような御意見もちょうだいをしております、具体的にどうするのかなあということで現在、事務局の中でももう少し考えてみたいと。考え方はそういう考え方でいこうかなあというぐあいに思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今、大体わかったんですけど、一応これの公募での決定時期というものもないと、先ほど言ったように、決定だないと思うんですけども、方向づけが限られた期間の中でやるということになると、公募の部分はまだ決まりませんで、なかなか進まんということになったらいけませんので、一応のめどとして公募で決定するのは大体いつごろに予定されるかということ、もう1点だけお聞きしますのでよろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） このことにつきましても、議長を介して、執行部より御回答をお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長要請、ございます。

教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。本議会終了後、速やかに具体的な事務作業に入りたいというぐあいに思っております。

今、1回目の会合をできれば7月下旬ぐらいにという想定をいたしておりますが、遅くともお盆までには初会合をさせていただきたいと、そのあたりからさかのぼって考えてみますと、中旬、下旬のあたりには決めたいなあというぐあいに思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 私は、先ほども質疑させていただきましたけれども、この南部町の教育を考える会のあり方について大変大きな疑問を持っております。

といいますのは、教育を考えていくっていうことは本当に今、求められている大きな課題っていうことについては、そのとおりだと思っております。それを本当に町民が納得いく形で結論を得ていくためには、今のこの審議の期間の問題、2月に一定の結論を得るというようなことで本当

にいいのかという問題意識を持っていますし、それから委員の選考の問題です。これ、公募委員が2名というような、こういう委員会の構成っていうのは、今の町民が本当に主人公になってこの町の教育を考えていくっていうことについては大変不十分だと思っています。専門委員も含めて議論をしていくわけですから、私の個人的な考えですけれども、公募委員はこの専門委員の倍ぐらいおられて大きな議論をしていく必要があると、そのように、私の個人的な意見ですけれども、そんなような構想を持っておりますので、この構成では本当に理解を得れるような、納得いくような議論が深められるのかという疑問を持っておりまして、再度そのように、提案も含めてさせていただいて、このことについては反対をいたすものであります。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、青砥君。

○議員（5番 青砥日出夫君） 5番、青砥です。委員会での聞き取りで教育長が懇々と説明をされました。その中で先ほどのような、植田議員が言われたような疑義もいろいろと出ましたが、そういう、例えばそれでは、ほんならこの倍も2倍もたくさんの人でなかなか話がまとまるものでもありませんし、やはりこの会で一定結論を得るためには人数的な制約もある程度はないといけない、そのための人選ということだと思えます。

それに町民、または地元の方、並びに保護者の方なども意見をちゃんと聞き取りをするということでもございました。その結論によって必ずこうしなければいけないのだというようなものでもない、それは今後、考える指針としてこれを一つの方向づけたるものをやりたいんだという熱い熱意からの説明がございました。よって、これに疑義を唱えて反対するということはやめて、みんなで学校をよくするんだよというところで教育長も考えられたわけですから、やはり賛成をして応援をするということから、私は賛成したいというふうに思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 先ほど同じ委員会で審議をした青砥議員の方から、みんなで教育を考えようじゃないかっていうんですよね。もしそういうのであれば、なぜ真っ先に地域の住民やPTAや保護者や関係者、教育を間近に感じてる方を集めて会をしようとならないのかっていうのが委員会での一番の疑問でした。この教育を考える会は、これ委員会に出してきてもらった分は、当初は仮称として有識者会議って書いてありました。そのように、中を見れば町外の学識経験者以外は、あと学校の校長2名、公募委員2名以外の6名は学識経験者、町内の。男性が3名、女性が3名っていうふうに書いてあるんです。先ほども公募は選考すると言いましたが、私は学識経験者をどんなふう学識経験者として位置づけて選考するのか、その方が重大だと思うんで

すよね。本当に地元の教育を、南部町の教育を考えているのであれば、真っ先に聞きにいかんといけんとところがずれてるんと違うかと。これは町の教育委員会が考えたのであれば、私は、町の教育委員会の視点がずれているし、責任を持ってるといふような提案だと思えないわけです。少なくとも議会でこの報酬をつけていくといいますが、地元の南部町の教育をどうするかというのは、ここに育つ、子供たちを育てている保護者、その子供たちをはぐくんでいる地域の声を聞くことがまず一番と違うんでしょうか。

この委員会は、いろいろ書いてありますが、どう書いてあるかということ、特に小・中学校の適正規模については当面する課題としてその方向性を明らかにすることが求められていると書いてあります。課題の1番も5つありますが、小学校のあり方について、会見第二小学校の存続、2、中学校のあり方について、1学年単一学級編制、ここには素直に統合とは書いていませんが、言ってみれば南部中学校の1学年1学級は問題だということを言ってるわけですよ。あと3つは言ってみたらつけ足しです、小中一貫校なんていうのは、ちょっと実現性が考えられませんから。あとの保育園、小・中学校の連携について、こんなの幾らでも今の教育委員会とほかの校としたらできるわけですよ。何がねらいかということ、会見第二小学校の存続をどうするか、これから起こってくる中学校の統合をどうするかということ、教育委員会が何らかの組織を使ってそこで提言をしてもらおうというのがこの会ではありませんか。私は余りにも住民から見て欺瞞に満ちたやり方だと思うんです。それで、行政と教育委員会が今の南部町において会見小学校存続が第一の課題である、中学校の統合問題が第一の課題であるとするのであれば、どうしてそのことをもっと公に住民に聞こうとしないんですか。

これはあくまでも提言で、その後考えるといいますが、かつて今までやってきたやり方も、有識者や一部の者が集まって審議会等をつくって提言したことについてやってきているというのが今の流れではありませんか。少なくとも町民はそう考えています。本当に教育のことを考えるのであれば、ここに書いてもない保護者の意見を聞くとか、地域の意見を聞くというのであればここに書くべきですよ、きちんと。まして委員会の中で聞けば、第二小学校についていえば二小の子供を考える会ですか、そういう会があるって聞きました。どうしてそのメンバーが入らないんですか、ここに。それを考えても、私は、会をつくって論議をしていくことは自由かもしれませんが、少なくとも今、公費を使って住民に説明もしていないのにこういう会を立ち上げて二小の存続問題を進める、統合問題を進めるということは、住民に目隠しをしたままやってしまうことになる、このやり方はフェアではないということを厳しく指摘しておきたいと思うんです。それで、論議の中で、住民の中には存続も課題に上ってくると思うと、こういうふうな方も

いらっしゃるかもしれません。そうであれば、それを含めて地域や保護者の声を聞くような会を教育委員会が責任を持ってやればいい。住民にはしっかりとこのことに、論議に入りたいという旗を掲げてやるべきですね。

そういう意味では、この会議は非常に問題があるということを指摘して、反対いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 今、いろいろと反対者の討論をお聞きしましたが、それだけこの南部町の教育については大事な今、問題であると。その大事な問題を、この教育を考える委員会を立ち上げるのと上げないとではまた大きな違いがあります。私は、立ち上げて今、植田議員、真壁議員が言われた等を含めて、将来の南部町の教育について意見を交わして、骨太の方針のように大骨をつくったいろんな提言されることは大変な結構なことで、これはやるべきだと、このように私は解釈いたしますので、ぜひとも英知を絞った人を集め、立派な教育の指針を出していただき頑張ってくださいたいことをエールを送って、賛成討論といたします。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 教育というのは、将来の社会を担う子供たち、特に、ましてや地元に残る子供も多い状況が生まれると思うんですが、そういう中で、やはりどういう体制で教育をやっていくのかということを中心に考えなければいけないと思うんです。それは、執行部の方の答弁によりますと、教育委員会の範疇ではなかなか決めにくい面があるということを経務委員長の方からあって、こういう流れになったということなんですけれども、だから考える会をつくったということなんですけれども、先ほども反対討論の中にもあったんですけれども、広く意見を聞いてみんなの総意でやるということが、これが大前提だと思うんです。そうすれば、やはり町外の人やり方というのは、これは国が今まで文部省がやってること、これで十分わかると思うんです。であるならば、あくまでもやっぱり町内に絞って、その中でやるべきことであるのが必要だと思うんです。絶対的な人数がやっぱり少ないということを指摘したいと思います。

それと、今まで町の施策というんですか、方針の中で審議会だとか、あるいは100人委員会だということがやられたんですけれども、しかし、ここまでの経過を見ますと結論は先にありきということでやってこられたのが非常にそういうやり方だったんですよ。この考える会でも、二小の存続に関して、あるいは小中一貫に関して、これも一応の結論めいたことが出されて、それをたたき台にやるという方式が恐らくとられるんじゃないかということに危惧するんですよ。そうじゃなくて、やっぱり白紙の状態からたくさんの方の意見を聴取してやるということはやるべきであって、このことを指摘して、この考える会の考え方については私は賛成できないと、このこ

とを指摘して反対いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 総務委員会ですので、この件は総務委員会で十分に話をしました。当然教育長も、教育次長も出ておられまして、真壁委員がおられますので、同じようなことを委員会の中でおっしゃいました。それらを十分に踏まえてこの審議会はつくっていただけるというふうに思います。

確かに真壁議員が指摘されましたように、一番大きな問題として会見第二小学校の問題、そして1学年単一学級編制ということが上げられているように思います。それらにつきましても何らかのたたき台をつくって、それで進めていかなければならない問題だというふうに思っています。特に会見第二小学校の場合は現在、耐震の問題でもいろいろ言われております。行政としても24年度までにはどのようにするかということ、何回もこの議場で示されております。それも踏まえて何らかの結論を出さなければ物事が前に進んでいかないというふうに思います。

一方的に人が偏るというようなことは、多分委員会の中での討論を聞いておられたら教育長はそういうことは絶対考えられないだろうというふうに私は理解いたしまして、一般会計の補正予算には賛成いたします。以上です。

○議員（15番 宇田川 弘君） 議長。

○議長（森岡 幹雄君） 反対討論。

○議員（15番 宇田川 弘君） いや、反対討論じゃなくして、こういう資料があれば、総務委員会としては全議員に、これは重要な問題ですので、配付していただきたい。今、反対討論の中で初めてこういう資料があったんで、やっぱりこれは重要なことなんで、全議員に配付していただきたい。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長に言ってください。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） わかりました。皆さんに配付をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、討論を終結して、これから議案第59号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 6 0 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 6、議案第 6 0 号、平成 2 0 年度南部町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第 6 0 号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 6 0 号、平成 2 0 年度南部町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 6 1 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 7、議案第 6 1 号、平成 2 0 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長。議案第 6 1 号、平成 2 0 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

○議長（森岡 幹雄君） これより委員長報告に対して質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。
委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第61号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
を採決いたします。
本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され
ました。

日程第8 議案第62号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第8、議案第62号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計
補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長。議案第62号、平成20年度南部町
公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、経済常任委員会をもって審査の結果、可決すべ
きものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。
委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。
本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、御異議なしと認めます。よって、本案は、委
員長報告のとおり可決されました。

日程第9 陳情第17号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第9、陳情第17号、沖縄戦における日本軍の命令・強制・誘導による「集団自決」の記述を削除、修正させた教科書検定の結果を撤回し、同記述の速やかな回復を要求する意見書提出についての陳情書を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 陳情第17号は、総務常任委員会をもって審査の結果、趣旨採択すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 陳情第17号、沖縄戦における日本軍の命令・強制・誘導による「集団自決」の記述を削除、修正させた教科書検定の結果を撤回し、同記述の速やかな回復を要求する意見書提出についての陳情書ですけれども、これは沖縄戦の集団自決がなかったというような反動的な圧力に対して、それは歴史的に間違いではないかということの事実関係がどうだったのかということで、教科書の記述にかかわる問題だと私は考えておりますけれども、これが今のいろいろな社会の動きの中で、本議会として委員会の中で趣旨採択でならなければならなかった。本来採択すべきと私は考えてますけれども、これを趣旨採択にされた理由、審議の内容について御説明をよろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） この陳情ですが、強制による集団自決があったとは考えられないという全くの反対意見も中にはございました。この陳情の趣旨と同じ考え方であるという意見も当然ございまして、ただ、趣旨採択になった最大の原因は、やはり教科書の記述が既に回復をされている、ないしは回復をされかけているということから、回復をしてくださいという意見書を出すこと自体の意味というものが薄れているという部分が一番だったというふうに記憶しております。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 次の陳情もほとんど同じ内容なんですけれども、次のときに聞くよりもこのたびにと思いますが、実は先ほど委員長の報告の中で集団自決はなかったということだ

ったら、その中で趣旨採択になったということが結論としてあったんですけども、これは、趣旨採択については皆さんの合意でやられたんでしょうか。それとも採決されて趣旨にすべきだという意見が多くてなったんでしょうか。そのことだけに1点、お知らせください。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 採決をしております。採択すべきだという方がお一人、不採択とすべきと言われる方がお一人、そして残りの方は趣旨採択をすべきだという結果でございました。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、討論を省略したいと思います。討論を終結いたします。

これより、陳情第17号、沖縄戦における日本軍の命令・強制・誘導による「集団自決」の記述を削除、修正させた教科書検定の結果を撤回し、同記述の速やかな回復を要求する意見書提出についての陳情書を採決いたします。

委員長報告は、趣旨採択でありました。

本案を趣旨採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決しました。

日程第10 陳情第23号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第10、陳情第23号、文科省による軍の「強制」削除の沖縄「集団自決」検定意見の撤回について（陳情）を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 陳情第23号は、総務常任委員会をもって審査の結果、趣旨採択すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 質疑はないようでありますので、質疑を終結して、これから討論に入りたいと思いますが、先ほど同様、討論を終結したいと思います、よろしゅうございますね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、陳情第23号、文科省による軍の「強制」削除の沖縄「集団自決」検定意見の撤回について（陳情）を採決いたします。

委員長の報告は、趣旨採択でありました。

本案を趣旨採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

日程第11 陳情第25号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第11、陳情第25号、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める陳情書を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 陳情第25号は、民生常任委員会をもって審査の結果、趣旨採択すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結します。

これより、陳情第25号、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は、趣旨採択でありました。

本案を趣旨採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

日程第 1 2 陳情第 3 1 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 1 2、陳情第 3 1 号、法務局の増員に関する陳情書を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 去る 6 月 2 4 日、付託を受けた陳情第 3 1 号は、総務常任委員会をもって慎重審査を行いました。いまだ結論を得るに至らず、なお検討審議を行う必要があるため、次期定例会まで期限を延長されるよう、会議規則第 4 6 条第 2 項の規定により要求します。

○議長（森岡 幹雄君） お諮りいたします。ただいま総務常任委員長から会議規則第 4 6 条第 2 項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がございました。この委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第 3 1 号は、委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第 1 3 陳情第 4 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 1 3、陳情第 4 号、地域医療と国立病院の充実に関する陳情書を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 陳情第 4 号は、民生常任委員会をもって審査の結果、採択すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第4号、地域医療と国立病院の充実に関する陳情書を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決、採択されました。

日程第14 陳情第5号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第14、陳情第5号、永住外国人への地方参政権付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求める陳情を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 去る6月24日、付託を受けた陳情第5号は、総務常任委員会をもって慎重審査を行いました。いまだ結論を得るに至らず、なお検討審議を行う必要があるため、次期定例会まで期限を延長されるよう、会議規則第46条第2項の規定により要求します。

○議長（森岡 幹雄君） お諮りいたします。ただいま総務常任委員会委員長から会議規則第46条第2項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がございました。委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 異議がございません。

ここでお諮りいたしますが、そのことについて異議があるということで、委員長報告のあったことについて皆さんにお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議ないようでありますので、採決によって、これは決したいと思えます。

委員長の要求がございました、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、陳情第5号は、委員長の要求どおり、閉

会中の継続審査とすることに決しました。

日程第15 陳情第6号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第15、陳情第6号、最低賃金の引き上げと制度の更なる改正を求める陳情を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 陳情第6号は、総務常任委員会を審査の結果、不採択すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この陳情は、最低賃金の引き上げと制度のさらなる改正を求める陳情で、最低賃金を引き上げるよう求めてくださいということに、総務常任委員会が不採択としたわけです。私はこれを採択すべきだという意見です。委員会の中でも論議してきました。不採択とする一番の理由は、時給が少ない、最低賃金が低いことはわかっているけれども、これを引き上げたら中小業者はつぶれてしまうという意見だったわけです、それが多くを占めました。ということは、時給が少ないということは委員会の中でもみんなが確認できたことだと思うんです。2つの問題ですよ、本当に今の最低賃金はどうなのかという問題と、これを引き上げたら中小業者が大変なことになるのかという問題が2つあると思うんですけども、1つは最低賃金が今、どのような状況にあるかという問題です。

今、国会なんかでは、野党なんかも時給1,000円にしろっていうことを言ってるわけですよ。この間、6月20日ですから21日に新聞に、最低賃金が大幅に上がるという記事を皆さんも目を通したと思うんです。私もこの討論を機に見ましたら、6月の20日に成長力底上げ戦略推進円卓会議、これは内閣府ですね。官邸の中でこういうのができてるそうで、大臣が集まって、大学教授とか。その中でどういうことを決めたかということ、それでも今、問題は中小企業と最低賃金の中長期的な引き上げですね、中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引き上げの基本方針についてという題で話ししているわけです。

私は、反対した人にも考えてほしいのは、この陳情の内容は、まさしく総務省、内閣府でやっている中身が今の与党であっても中小企業の生産性向上と最低賃金を何とかせんといけんと言っているということなんです。そういう意味では、陳情も同じことを言っているわけですね。そこではどう言っているかという、賃金の底上げを図る趣旨から社会経済情勢を考えて、生活保護基準の整合性を考えて、小さい規模の高卒初任給を引き上げていく、こういうふうな結論を出しているわけなんです。それを5年間で引き上げるっていうわけです。

そしたら、ここで論議されていたことはどういうことかという、今の最低賃金はどうかっていったら、今の最低賃金を一つの目安にしているのは、従業員10人から99人以内の企業の賃金では、7年の統計では高卒時給755円、年収にして、せいぜい150万円前後だというわけです。この数字が生活保護と比べてどうかという数字が出ています。高卒って18歳です。18歳の単身者の最低生計費は幾らだと思いますか。月収で、地域によって違いますが、15万から19万円です。これを時給にすると1,000円から1,200円。18歳の単独の方が最低生活をして、生活保護基準ですれば、優に200万を超えてくるという金額が出ている。こういう現実に遭ったもんだから円卓会議を開いて、この差を縮めようとして、68円の差ですね、全国平均の、これを引き上げますよと結論出したのがこの間の6月21日だっていうんですよ。

この引き上げることについては、大方の国民や労働組合や関係者も賛成だと言っているんですけども、問題は、1年で引き上げるのではなくてこれを5年間で引き上げましょって言っているわけです。それは私もちょっと遅過ぎると思うんですけども、全体的にはこの底上げ推進会議や政府も今の現実を見て最低賃金は引き上げなくてはならないという立場に立っているわけなんです。ということは、もう一度あの陳情を見直してもらったらわかりますけれども、まさしく一党一派が言っているとか与党や野党が言っているじゃなくて、政府自体が出した結論を激励する意味での陳情内容だっていうことなんです。それを不採択だっていうんですけども。そういう内容であったというのが一つです。

うちの委員会で不採択になった理由が、中小業者がもたへんという理由なんです。中小業者の方もいまして、本当に今、中小業者も大変だということが南部町内でも起こってますから、経営が成り立たないのに働いている者、従業員の分だけ上がってもえらっていうのも、それは事実の声だと思うんです。でも、今の国全体がどういうことになってるかっていうことをちょっと注目してほしいと思うんです。

ことしの通常国会で経済財政担当大臣が、大田弘子大臣ですね、どう言ったかという、こう言っているんです。企業の体質は格段に強化されたが、賃金上昇に結びつかず、家計への波及がお

くれている、こういうふうには言ってるわけなんです。例えば日経新聞なんかどう書いてるかという、今、改革論議の視点を変えて、大企業から家計への経済政策の軸足を移せば、海外からの投資もついてくる。今こそ積年の課題に挑戦するときだって言ってるわけです。

もう一つ紹介させてください、毎日新聞がどう書いたか。何よりも重視しなければならないのは、経済の土台である家計が強くなるような構造につくりかえていく施策である。端的には、賃金水準のかさ上げや安定的雇用の創出、中堅・中小企業の活性化であろう。これは格差是正問題の打開にも役立つ。日本経済の国際競争力回復にも大企業だけで済むわけではない。このように日本の3大新聞の一つも書き出してきたのは、今の日本の経済が余りにも大企業を優遇する。昔のように大企業を優遇しとけばそのおこぼれが働く者や中小業者にも来るという構造が崩れてしまっているということを指摘してるわけですよ。ということをお考えたら、私は中小業者の方も含めて、今の日本の経済構造のあり方そのものを根本的に変えていこうじゃないかというところを声上げていかんといけんと思うんです。その一つが最低賃金の引き上げですよ。

この陳情には、最低賃金だけではなく、中小業者を守ることも入っていました。そういうことでいえば、私は何ら対立することなく一緒に上げていける陳情であるし、南部町民の暮らしを考えればこれを一緒に採択できると思うんですが、もう一度考え直していただけないでしょうか。御一緒に採択いたしましょう。

○議長（森岡 幹雄君） 反対討論終わりました。

賛成の討論を許します。

5番、青砥日出夫君。

○議員（5番 青砥日出夫君） 5番、青砥です。委員会でもいろいろ話がございまして、たまたまうちの会は零細企業が3人おりまして、いろいろと話が出ました。中小企業ではありません、零細企業でございまして、非常にそのことに関して敏感に反応されておりましたけども、実質最低賃金というので雇っているところはまずございませぬ。今回の値上げということに関しては、別段疑義はありませんけども、それよりもやはり高く雇ってるわけですし、普通は一般の日本の、いわゆる日本人の中ではそういう金額で最低賃金で雇われる方は非常に少ないというふうに思っております。実質1,000円にするという話がありましたが、1,000円というあれにすると、陳情書の方にもありましたけども、1,000円ということになるとまずもちませぬ。今のこの不景気から脱却しない中で、まず零細企業はすぐつぶれてしまう。今どんどんつぶれてるのが建設業界。きのうも新聞に出ておりましたけども、非常に仕事が少なくて、公共が少なくなってきた、資金繰りがなくなってきた、できなくなってきた、どんどんどんどん淘汰されてくるという

ような時期でございます。この時期になかなかそういう極端な値上げもできませんし、大体にはどこの企業もクリアをして、最低賃金で使用している方はないというふうに思っております。ですから、最低賃金はあくまで最低賃金でして、それが全く底の底でして、それをベースに出しているというようなところはまずなくて、大体入るときに何ぼで、雇用契約するときそういうところもわかるわけですから、それは選ぶ権利もあって、いろいろ自由選択があるというところから見ると、地域間格差もありますし、別段それが不要ないと、上げる必要はないということをもって賛成討論とします。

○議長（森岡 幹雄君） 1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） この陳情の要旨の後の方に書いてありますけれども、地域の経済は本当に今、疲弊しています。それで、この疲弊している現状の原因というものが国の政策にあると私は思っているんです。海外輸出企業ばかり優遇しながら、政治的には経済財政諮問会議という形で大企業の声为国政をゆがめる形でやってきている。この国政運営のひずみが今、地方に及んで、地方経済を疲弊させている。そういう中で、国内の民間需要を中心に喚起するような政策転換がどうしても必要です。そういうことをあわせてこの陳情は求めているんです。そういうことをなしに、最低賃金だけのことをこの陳情は言っていません。国政の転換も含めてそういう地方経済の底上げを図っていく、そういう意味でこの陳情はまことに時宜に合った陳情だと私は考えるものであります。以上の理由から採択すべきと主張いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 1 3 番、塚田君。

○議員（13 番 塚田 勝美君） 陳情に反対する立場で討論をしてみたいと思いますが、鳥取県の改定された最低賃金は 6 2 1 円というふうに規定をされておりますし、産業別で見えますと商品小売業が 6 8 5 円、製造業を中心に 7 2 3 円というような最低賃金が規定をされて、7 月 1 日から施行をされるということになろうかと思えます。

先ほどから議論がされておりますように、我が国の経済っていうのは、地域間格差の拡大とともに、我々の住んでおりますこの地方には非常に厳しい状況が拡大をしております。原油高、原料高によって多くの企業が痛手をこうむっている。そのような中であって、最低賃金も実は徐々にではありますが毎年改定をされ、上がってきている現状があるわけでありまして。そして、先ほど陳情を採択をしろという立場の方で討論されておりましたが、この陳情にも確かに一番最後の方に中小企業の経営基盤の強化とか、支援策を進めなさいというようなことがつけ足しで書いてあるようなふうに見えるわけですが、やはり原油高、原料高であえぐ中小企業の対策を、その方をまずやっていただいて、それから時給 1, 0 0 0 円とかそういう議論に踏み込んでいっても

らいたいなというふうに思うところでありまして、何とか非常に厳しい地方の状況を打開をする方法を国にとっていただく、そういうことのおのずと最低賃金は上がってくるのではないかといいうふうに思うわけでありまして、当陳情は残念ながら現時点でこれを採択をするという立場にはないということを表明いたしまして、討論を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第6号、最低賃金の引き上げと制度の更なる改正を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立少数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第16 陳情第7号

○議長（森岡 幹雄君） 続行いたします。日程第16、陳情第7号、後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 陳情第7号は、民生常任委員会をもって審査の結果、不採択すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情が不採択ということなんですけども、不採択となった理由をお聞きしたいと思うんです。今、これは参議院なんかでも廃止法案が出ましたよね。これは、国民の中や私たちの近くを見ていまして、後期高齢者医療制度に対していろんな声が上がっているんですけども、委員会ではどのように審査されたんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 民生常任委員会の審査内容を報告します。

反対意見としまして、陳情の中身につきまして、病気から指導まで徹底した差別医療が行われ

ていると書いてありますが、現実には差別的な医療は行われていない。また、ことしの4月から制度が既に開始されておりまして、今、旧制度に戻るのはさらなる大混乱を招くという意見がありました。また、若年層世代の負担を考えると、ある程度の負担は必要であり、高所得者から多くの負担を求めることになっています。また、不備な点も徐々に改正していることからして、不採択すべきというような意見がございました。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 委員長がおっしゃった、病気からいろいろ差別医療が後期高齢者医療で行われないんだと、今変えたら混乱がある、若年者の負担もしてもらわんと困る、高所得者にはそれなりの負担をしてもらっているっていうんですけども、委員会の中では、南部町内で暮らしている75歳以上の方の声なんかが出ましたでしょうか。

それと、ぜひお聞きしたいんです。町議会といえども陳情が上がってくれば国の制度であっても、後期高齢者の医療制度というのうちの議会でも論議してきたことですよね。そこで、差別医療を行われていないっていうんですけども、何を根拠にして言うんでしょうか。きのうの新聞でしたが、ここに、陳情に書いてある後期高齢者終末期相談支援料っていうのが、これもひどいことをするじゃないかっていう一つだったんですよ。もうあなたは治療するよりも終末期医療、そのようなことをすれば、そういう診断をすれば支援料としてお金が取れますよって、医者が。そういう診療報酬を設定したわけなんですよ。ところが、先日の中医協、議会開会中に中医協ではこれをやめてきましたよ。かつてないことです。今までの診療報酬をやめますよというふうに、一たん決めたことを、町長さんも入っておられる中医協がそれをやめますって言ったんですよ。これは何かというと、余りにも75歳以上でもう治らない病気になった人を著しく差別するものじゃないかと、このように指摘されて、中医協もこれを断念したという経過があるわけです。それを一つとってみましても、今、国民の中で怒ってるのは、負担増と、75歳以上を分けて差別をするのかという声大きいわけです。私は、ここで、もし差別医療が行われていないのであれば、住民の声に言っている75歳以上を分けるということをどのように説明するのか。少なくとも、町政の中でわかっているのは、75歳以上の方については自治体は健診は義務化しなくなったんですよ。

○議長（森岡 幹雄君） 早く尋ねましょう、早く。

○議員（14番 真壁 容子君） これは差別ではないでしょうか。そういうことをどのように審議なされたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 老人の方々の心情に関しましての今の差別ということですが、これは医療専門の方の意見も聞きまして、現実に差別医療は行われていないとの確信の答えもありました。また、委員会の中で、以前は70歳になれば医療は無料になっていました。国もこの現在の財政状況を考えて現実的な国民皆保険制度維持のために徐々に変更しておりますけど、この陳情にありますように、見直しという意見なら委員会もいろいろ考えましたけど、この陳情は廃止が目的でありますので、不採択という結論に至ったわけでございます。

○議長（森岡 幹雄君） ほかには質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 私は、この後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情を採択すべきという立場で反対討論をいたしますが、この後期高齢者制度の導入によりまして、今まで扶養家族として保険料を納めていなかった人や収入ゼロの人を含めてすべてのお年寄りから保険料を取り立てることが、生存権を脅かす問題となっております。4月から有無を言わず年金天引きされることにも大きな怒りが沸き起こっています。保険料については、2年ごとの見直しで天井知らずに引き上げられる仕組みがつくられています。滞納したら保険証を取り上げるなど、高齢者の命を危険にさらす制度であることにこの制度の大きな問題があります。

受けられる医療については、健康診断が行政の義務から外され、大きな手術をした後、毎年、ことしは75歳からは補助がありませんと言われ、もう病気が見つかってもしようがない、どうせ後期高齢者、健診はやめようと自分に言い聞かせているという場面がNHKテレビで放映され、御老人の方にこのような思いをさせていいのでしょうか。

4月から後期高齢者診療料という定額制の診療報酬が導入されました。これには高齢者の医療差別だとして中四国医師会連合も反対決議をしています。35都道府県の医師会が制度そのものに反対、または慎重対応、見直しなどの態度表明をされています。塩川正十郎元財務相も、自宅に届いた後期高齢者医療制度通知は、その紙切れは私の人生を否定するものでしかなかったと述べています。

このように多くの国民が怒りをあらわす原因は、75歳で、もうあなたは年とったから後は自分で自分のことはやりなさい、お金がなかったら国は面倒見ませんよと、このように言ってる制度だから、このような怒りにつながっているのではないのでしょうか。私は断固として、見直しな

どではこの制度の本質は変えることはできません。制度そのものを廃止を求めて、反対討論いたします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 3番、杉谷です。先ほど健診が云々ってようなことを言われましたが、我が家にも後期高齢の者がおりまして、そこには、このことにはどういたしましょうか、これはどういたしましよかっていうような文書が入った分が後期高齢者に届きました。それで、これはうちの場合は主人の方に相談して、なかなかここまでのことはできないっていうか、本人がそういうような状況ではないということで、それでうちの場合はもっと適切な、主人の方にいろいろと御助言いただきながらしております。

それで、先ほどからるおっしゃいましたけれども、そのようなことは我が委員会の中では詳しい方がいらっやいまして、そういうことはもう一切鳥取県ではないのだ、そういうことはありませんよっていうことをおっしゃったんですが、また再びこのように、よそのことを引き合いに出して反対なさいました。

それから、負担のことなんですけれども、何にも、フリーにして物事これがいい、これがいい、これがいいっていうふうであれば、いかなる十分なこともできます。ただ、戦後から今日までをつくってこられた方、それと団塊の世代で退職なさった方、そういう方が今後のことについては非常に不安に思われますし、それと団塊の方が御退職になったっていうことになって、やはり財源的にも苦しくなってます。右肩上がりではなく、人口構成も逆三角形になりまして、少子高齢化、ただ少子ではなくて、経済力がだんだんと少なくなってる中で、それで従来どおりってというのは困るんじゃないのかなということで、何年か前からこのことが閣議決定されて、だんだんと進んできた状況にあると思います。

それで、負担の割合でもいろいろと物議を醸し出してございまして、そういう意味の中で、政府の方も10月からは負担の割合を軽減を8.5までにするということになっております。これは、1万2,400円の方が6,200円まで引き下げられるってような状況で、ずっと担当であられる方々も考えてきておられます。そして、鳥取県の後期高齢者医療広域連合、一番鳥取県ではこれを担当してるんですが、このところが要望書としてもう既に5月、しっかりと5項目にわたって出しておられます。その中の一部には、国の負担を高めて低所得者の保険料軽減や個人単位の保険料軽減に当たり所得の非適用も含め、制度を見直すこと。負担をしなくてもいいようなことも考えていただけませんかかっていうような要望書も出ております。

まだまだ大変な時代になってまいりますので、ある程度の御負担と、それと所得がしっかりある方には応分の負担を求めてお願いできたらなと思います。我が鳥取県においてはそんなに大都会ほどの高額な負担になられる方も少ないと思います。我が町内では担当課の方がしっかりと説明してきておりますので、これに対しての混乱いうことはなかったように聞いておりますので、本当に残念なことではございますけれども、私はこの制度っていうのは手直ししながら維持していくべきだと思っております。そういう理由によりまして、不採択とさせていただきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 私は、委員会で陳情、不採択になったということなんですけれども、その大前提として差別医療ではないということを言ったと、こう言うんですけども、今のお話のなしでもどうして差別医療っていうのを、あんなに国民や医師会までが言ってるわけですよ。そのことがそうではないのだからっていうのであれば、きちっと制度を説明しながら、だから今までと一緒だっていうことを検証されたのかっていうことを、住民の側から見たら非常に疑問に感じるわけです。

明らかに、後期高齢者の導入はこれからかかってくる医療費を削減しようっていうところから来ているというのが第一なんではないですか。例えば厚生労働省の資料なんかでも今言ってるのは、2015年に3兆円の医療費を減らすうちの2兆円を後期高齢者制度で減らすって言うんです。もうちょっと言ったら、2025年には8兆円減らすうちの5兆円をこの制度で削減していくって、こう言ってるわけです。ねらいは明らかに医療費の削減なんですよ。削減をどうするかといえば、今後、団塊の世代がどんどんふえてくるところにターゲットを絞って、余計にかかってくるからえらいということで、かかる医療費を減らしていこうとするわけですよ。その減らしていく対象を75歳という線を引いて、その上を、今までの医療は長寿医療って言います、長寿。健康を維持するための医療だったのをみとりの医療に変えていこうとしたところに問題があるわけですよ。そこに国民が気がついて、75歳以上を別建てとすることは、自分たちに死ぬということかといって、自民党の国会議員や中曽根元首相までがもとに戻せって言ってるんですよ、見直せとは違うんです。非常に冷たい制度だというふうに言ってるわけでしょう。

私は、ここに手元にあるのは、厚生労働省の会議でどんな意見が出たかです。こう言ってるんです。後期高齢者はみとりの医療という考え方で、積極的な医療よりはみとりの医療を中心に新しい診療報酬体系をつくっていけば医療費適正化が行われる。このように厚生労働委員会で話しているんです。また、これはどちらも自民党の議員ですけど、このように別建てにする以上

は、75歳になってこの制度の対象になった方がおったら、意思確認をぜひしてもらいたい。どんな意思表示するかというと、被保険者証の備考欄なんかには、本人に、余り長生きさせない、また苦しませないでくれとか、遺産相続までそこに書くわけにはいきませんが、こういう論議をしているということなんです。ということは、75歳以上にはお金がかかってくるからみどりの医療をしようということで、終末期の相談料なんかをつくって住民から反発されたというのが差別医療の現状ではないでしょうか。このことを国会で論議するときに、今、車の保険屋さん、いろんな方がいらっしゃいますけども、このやり方は交通事故をたくさん起こす若い青年とか暴走族を集めて保険をつくるみたいなものだということを言って、後期高齢者の医療を象徴的に示したと言われているんです。年がとってくれば病気が多くなったり長引くのは当たり前のことだと、その人たちを集めて、別建てにして、保険料をつくって、一部を負担しろといったら、負担がふえてくるのは目に見えてるではないか。そういうことを言ってるわけでしょう。それを私は少なくとも年収1,000万以上もっている国会議員も非常に冷たいと言ってるのに、南部町の町議会で、南部町の住民の暮らしを見ながらやってる委員会が差別医療ではない、住民負担もそうではないっていうのは、余りにも住民の暮らしと、それから後期高齢者の医療制度を勉強されていないのではないのでしょうか。失礼ですが、私はそう言わざるを得ないと思うんです。

少なくとも、住民の生活実態を考えて、今後、この後期高齢者の医療制度が続くならば、南部町の75歳以上の住民がどのような負担を強いられるのか、どんな医療になってくるのか、西伯病院も高齢者の多い地域で生き続けていける病院になるのか、そういうことをも考えて、私は採択の是非を決めるべきであったのではないかと、非常に残念でなりません。私はぜひとも採択をしたいと、皆さんと御一緒に考え直してでも陳情を上げたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 今、反対討論だけを聞きましたけども、本当に南部町の実態を御存じでしょうか。もし今、後期高齢、今、4月から始まって6月の年金から天引きされ、8月の年金から天引きされ、今度は10月から天引きされて、最初の4月の天引きされたときにはすごい批判がございまして、それぞれいろいろ手直しされまして、そのいろんなパターンを示して勉強をしてまいりましたら、これをそのままとの国保に返したならば、すごいまた高齢者が負担増になります。

南部町の場合、この75歳以上の高齢者、長寿医療になりましたが、なった場合、今までの国保に加入した人と比べましたら数万円の差が出ております。それをもとに戻せということでしょうか。我が南部町には7割から8割の方が住民税非課税の方で低所得者、失礼ですけれども所得

の余り多くない方がおられます。そういう方にとっては、この長寿医療制度は最高のメリットが
ございます。それはたくさん収入のある人、年金が多くある人は多少なり払っていただければいい
ですけれども、本当に年金の少ない方が多いでございます。それが過去の老人医療の国保と比べた
場合、今度の長寿医療になったらすごく下がってるんです。

一番問題になったのは、私が心配したのは、お父ちゃんが長寿医療になったと、私はまだ国保
になった、そういう人は両方とも下がっておりました。それが、お父ちゃんも長寿医療、私も、
お母ちゃんも、夫婦とも長寿医療になった場合、この国保制度というのは所得が収入合算になり
ます。そういうときには今までの老人医療の国保と比べて上がりゃあしないかと心配いたしました。
全国に上がってるところがございまして、与党のプロジェクトチームにこれは早いこと何と
かしてほしいという陳情はたくさん出てますけど、我が鳥取県、特に南部町ではどうかというこ
とを聞きましたら、全員、恐らく7割、8割の人が夫婦とも長寿医療になった、夫婦とも昔の国
保、老人保健と比べたら長寿医療の方が負担が下がっているという実態が南部町ではあります。
それをもとに戻せということは、これはまた高齢者の負担が増になるんじゃないでしょうか。

相当今、るる言われました、医療費の差別とか。私も医療のところ、現場におりますし、西伯
病院にもお聞きしましたけど、一切そういうことはございません。今までどおりの診療をしてお
ります。4月から診療報酬を改定になって、この制度は4月から今、行っておりますけど、その
不平というのは聞いておりません。今までどおりの診療をしておられますし、負担も1割負担の
ままでございます。一つも問題になっておりません。

というような今、本町の実態を見ましたならば、私は今、この長寿医療制度の方が正しいんじ
ゃないかというように思っております。全国を見ましたならば、やっぱり高額の所得を持っている、
特に都市部の場合ですけれども、若干上がっているところがございますけれども、我が南部町では、
この制度はプラス面に動いてるということをもちまして、私は、これはやっぱり不採択すべきで
はないかというふうに結論を得たところでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、この陳情7号はぜひ採択すべき、このことを主張して討論
いたします。

先ほど細田議員の方から、低所得の人が負担が軽くなるという論があったんですけど、そう
ではありませんよ。これは、個人の所得で賦課をするというんじゃなくて、世帯単位で賦課をす
るんです。（発言する者あり）私の討論中。そういう状況なんですよ。だからそれで、しかも今
までは所得が低かったら賦課がなかったんですけども、これはゼロであっても員数というんです

か、1人分は絶対賦課がかかるという状況が生まれてるわけなんですよ。そういう中ですから、負担が減ったということはまず考えられないことですし、そういう状況はありません。しかも町内の住民の実態を、私は全員の中を聞いたわけではありませんけども、会う人ごとに対して大変なことだという、困ったことだという結論がほとんどなんです、この制度はいいという。

それともう一つなんですけども、離婚もしてないのに、一つの世帯、夫婦を年齢がいったからっていつて分けるなんていうことはとんでもない話ですよ、これは。世界にもこういう保険制度をとってるところはありません。あくまでも世帯単位でやっていくという、これが基本ではないでしょうか。人権的にいっても非常に問題のある制度だと言わざるを得ません。

それから、年金の中から本人の了解もなく引き去るということ、介護保険もそうなんですけども、いわゆる今まで税を納める場合に口座で落としていくのは、これは本人がそのように落としてもいいですよという了解のもとに今までやってるんですよ。ところが、今回は有無を言わず抜き取っていく。過激な言葉言えば泥棒精神、このことではないでしょうか。そのことによって、国は何か見直すようなこと言ってますが。ということなんで、まさにこれも大きな問題であると思います。

それから、もとに戻すと混乱が起きると言われますが、住民にとっては何の混乱も起きません。混乱が起きるのは、そこに携わっている事務の人が幾らか混乱が起るかもしれませんが、しかし従来どおりに戻すことですから何の混乱もないわけなんです。混乱が起きるといのは、財源のことでの混乱が起きるといことを言っておられるんじゃないでしょうか。だから、つまりこの財源が少なくなるということは、なぜかという、だんだん年間に2, 200億円ずつ社会保障費をどんどん減らしている、国の。これをやめれば幾らでも維持ができるんですよ。このことを減らしたいがために、このような行革のもとにやってきているということなんです。

それと、もとの発端は何かという、改革ということで、小泉首相が言ったんです。非常に耳は改革といえば何か今の生活から、苦しさから解放されるのかなあという改革をイメージされとるんですけど、中身は自己責任、これを押しつけてきたのではないのでしょうか。改革といいながら、庶民に対しては非常に自己責任を押しつけておきながら、このごろのニュースは何ですか。霞が関のキャリアは居酒屋タクシーとかそういうものをして、このようなことに全くやっていないということ、これは非常に大きな問題だと思うんですよ。

そういうことでありますし、それからもう一つ、これは南部町の住民の声もこれと同じだと思うんですけど、日本海新聞に「私の視点」というところに、後期高齢者の医療制度に不満があるということでお三方がここに出しておられます。その中でこういうことがあるんです。これ、米

子市の御婦人の方ですが、後期高齢者医療被保険証が発行されました。この後期という言葉に寂しさを感じています。後期と呼ばれる年代の男性は、戦場で日本のために命を投げ出しました。女性は父親や夫の留守を守り、空襲から身を守るために山に穴を掘り、軍事工場に繰り出されました。食べ物も米の御飯を食べることもできませんでした。耐えに耐えた心は、今でも若い者に負けないぞと、頑張るぞという気持ちがあると、そのようなことに対して水をかけるものではないかということなんです。

結局、これは、言いますと、戦前戦中のときは国のためには命を投げ捨てなさいと国は言った。今は、年寄りも、一定言ったら、今度は医療費削減のために死んでほしいと、いわゆるうば捨て山、このようなことが見え見えではありませんか。住民の暮らしを守るために、私たちはこの議会へ住民の皆さんから送り出されているんです。このようなことを十分に受けとめて、ぜひこのような住民に対する負担増に対しては、皆さんと力を合わせて採択をして、国にこういうことをやられたら困るということをおっしゃるではありませんか。そのことを主張して、私の討論を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第7号、後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決をいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立少数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり、不採択とすることに決しました。

まだ余計あるな、まだもうちょっと時間かかりますね。（「やろう」と呼ぶ者あり）え、やる。続行しますか。（「続行」と呼ぶ者あり）まだ時間かかりそうだよ。

休憩いたしますが、再開は10時45分としたいと思いますので、御参集賜るようお願いをして、休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時45分再開

○議長（森岡 幹雄君） 時間になりましたので、会議を再開したいと思います。

会議を再開いたします。

日程第17 陳情第8号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第17、陳情第8号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長です。陳情第8号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情は、経済常任委員会をもって審査の結果、採択すべきと決定したから、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 昨日の全員協議会でも質問させていただいたんですが、もう1点だけちょっとお聞きしたいなと思います。

この陳情趣旨の後段でございます、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担することにならざるを得ませんという記述がございまして、これは後ほどにも提案をされます意見書の中でも同一の記述がなされております。先ほど控室の中でも話が出ていましたように、穀物の国際的な高騰の背景で国際的な米価も高騰をしてきて、我が国が国際入札に参加をいたします、我が国が提示する価格では今、米が買えない状況になっているということで、2008年度はこのミニマムアクセス米も買えないんじゃないかというようなことが、実はきのうインターネットで調べましたらそのような記述もなされておりました。ということは、どうもこの記述に対して、どうして我が国が輸入を継続することが国際的な価格の高騰に加担することになるのかということですよ。それがどうもよくわかりませんので、お答えいただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） お答えいたします。

結局、米が穀物の中でも、穀物がすべてなんですけども、米もその中で絶対量が減ってるような状況なんです。中国あたりとかベトナムが輸出国だったんですけども、それが出せないような状況下に陥ってるわけなんです、食糧自体で。そういう中で、つまり絶対量が減ってる中で日本もそれに参加するということは、それだけ77万トン、実際は事情によって絶対量が減った関係で77万トンの計画どおりってないということは昨年度、若干ですけども下回ったという状況があるんです。そういう状況の中で、日本が再びミニマムアクセス米に手を上げるということは、

つまり需要がふえるということは、それだけ価格の底上げにつながるというぐあいの、そういう意味でありますので、よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） ちょっとよくわかりませんが、先ほど申し上げましたように、我が国が価格の高騰によって落札ができない状況が生まれているわけでありまして、参加することによってなおかつその高騰に拍車をかけるというようなことは、私はないっていうふうに思うわけですが、その辺の認識が若干違うように思いますので、再度御答弁をお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 結局、先ほども言ったんですけども、限られた中を、限られた数量をうちにごせ、うちも買うということになると、つまり日本がこれを、ミニマムアクセス米、いわゆる輸入米を日本は要りませんということになれば、それだけ需要が減るわけなんです、需要量がね。ということは、すべて市場価格の取引でいえば、それが通常ではないでしょうか。そのことをあらわしているということでもありますので、よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかには質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。委員長報告に反対の討論ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第8号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情を採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決、採択されました。

日程第18 陳情第9号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第18、陳情第9号、公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 陳情第9号、公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情は、経済常任委員会をもって審査の結果、採択すべきと決定したから、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第9号、公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決、採択されました。

日程第19 陳情第10号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第19、陳情第10号、過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長です。陳情第10号、過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情は、付託を受けました陳情は、経済常任委員会をもって慎重審査を行いましたが、いまだ結論を得るに至らず、なお検討審議を行う必要があるので、時期定例会まで期限を延長されるよう、会議規則第46条第2項の規定により要求をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） お諮りいたします。ただいま経済常任委員長から、会議規則第46条第2項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がございました。この委員長要求どお

り、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第10号は、委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第20 陳情第11号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第20、陳情第11号、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 陳情第11号は、民生常任委員会をもって審査の結果、不採択すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） これは先ほどの陳情第7号と同趣旨なんですが、委員会の審査の内容をお聞きしたいと思います。

先ほど委員会の方の反対討論の中で、よそは負担増になるかもしれへんけども、南部町の圧倒的多数の人は後期高齢者の医療制度があった方がよかったのだという話が出ました。私は、今まで住民から確かに国保よりは安くなった人もいるっていうふうに直接聞いたこともあるんですけども、単独高齢者の場合はそういう例があったんです。ところが、世帯で一緒にいる場合には、自分の息子の所得も入ってきて、これはえらいわってという話しか聞いてないわけです。もし今、全国的に後期高齢者が負担増と差別医療ということで大変だって、こう言ってるんですけども、南部町はそうではないよっていうのであれば、私もよそに教えてあげんといけんのですよ、南部町が後期高齢者の医療制度で住民が非常に助かっていると。そういうことを委員会の中でお話しされたというのであれば、その内容を教えていただきたいんです。

先ほどの反対討論の中では、これは南部町にとってよかったって言ってるんです。一体南部町のだれにとってよかったのか、そういうことを論議なされたのかということをお聞きしたいと思います。大事なことですよね。住民の状況を話ししながら、結果として後期高齢者がいいということになったわけでしょう。その辺をちょっとお話ししてくださいませんか。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 先ほどの討論の中にもありましたけど、高所得者の方で年金を多額にいただいている方は上がる確率も高くなると思います。ただ、当町におきましては大きな産業のない中、やはり賃金も過去に低い賃金で生活され、税の低位の方も多数おられますので、そういうような方は過去の国保より下がってきたという委員会の意見でありました。

陳情7号のときも言いましたけど、南部町内におきましては、この制度は過去の保険料より下がって、皆さんが住みやすい、健康維持のためになっているというような委員会で発言がありました。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 委員会の中でも、南部町の中では、所得の多い方は別として所得の低い人は負担が低くなってよという話になったということなんですね。それと、保険料も安くなっていると。この保険料っていうのは、後期高齢者の保険料、国保のことも言ってるんでしょうか。

お聞きしたいのは、そしたら、全国的には後期高齢者制度が導入されて75歳以上が大変だと言っているのに、南部町は所得の低い人が多いから、その人たちは国保税から見たら下がってきたからいいんだという結論出されたっていうんですね。それが大きな根拠であれば、一体75歳以上のどれぐらいの方が下がったんですか。それ、調べられましたか。75歳以上の後期高齢者の全体の方が、今まで国保ないしはほかの保険に入ってた方もいらっしゃると思うんですね。また、払ってなかった方もいらっしゃる、扶養になって。その人を全部合わせて、一体どれだけの人が下がったというふうなことを言えるんでしょうか。

そういうことを委員会の中で審議なされましたかという問題と、もう一つは、議会ですから、後期高齢者の医療制度は、これは与党も野党も国民もみんな含めて、高い医療費を全体を引き下げるための政策だということは、これは御承知ですよ。それがそうなんだけれども、そういうふうになれば自己負担と、国は減らすって言うてるんだから、あとどこするかっていったら自己負担か、市町村か、企業かですよ。その一体どこがふえるわけなんですか。そういうことを審議なさいましたか。個人の負担が減るのであれば、一体だれが負担するんですか。よその話ししてる内容と違うから聞くんですよ。そこをちょっと、どういうふうに論議されたかわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 今、真壁議員が言われた数については、委員会で論議はありませんでした。

いずれにしても、2025年の時期になりますと、今の団塊の世代の方の65歳以上の方、75歳以上の方のふえる、物すごく増加いたします。後期高齢の問題に関しましてはいろんな意見がありますが、現実には高齢者の方がどんどんどんどんふえてくる。財源も決まった額しか入ってこない。だから、委員会の中でも最終的な意見としましては、今の保険制度を維持するためには、やはりある程度の負担はいただくと、また若い世代の人にももうちょっと頑張ってもらって、また国も頑張る。皆さんの健康を維持するためにやむを得ない制度であるとの意見が多数でありましたので、報告いたします。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） この陳情をぜひ採択すべきという立場で討論いたしますが、先ほどの討論でも真壁議員が言っておられましたけれども、この制度の導入の目的が、2025年に医療費の増加の8兆円のうちの5兆円を75歳以上の医療の中から削減するという発想から出発しているという、根本的な問題から出発している制度なわけです。75歳以上の医療費がふえるのが問題だと、だからその別建ての保険が必要だと、このことが本質なわけです。国民が怒っておられるのは、なぜ75歳で線引いて、自分らが医療の問題だとか保険料の問題だとか、特別なものにされるのかと、これは差別じゃないかと、そのことに怒っておられます。それが日本国憲法が言っている生存権の問題だったりするわけです、基本的人権の問題だったり。この制度がそういう本質を持っている以上、これは廃止する以外にはないわけです。今、小手先の見直しで導入時点での保険料を安くして、これでやってくれてやなことではないわけです。この医療費は将来2年ごとの見直しで、2025年には今の保険料の倍になるっていうのは、厚生労働省の試算で明らかです。そういう高齢者を差別するこの制度、廃止しかないわけです。そういうことを主張しまして、反対討論といたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） このたびの制度は、負担の割合をはっきりするっていうことにも眼目を置かれております。この負担の割合、ほかの制度、若い人からの負担をお願いする4割の部分につきましても、そこが属しているところもなかなかその制度の中でも大変な状況になって

きております。そういうことも踏まえまして、まだまだいろんな改革の余地があるとは思いますが、しかしながら、それを待って物事を進めていくということには、もうならないと思います。その間を何をどうするかっていうことで、また大きな混乱も出てくると思います。

それから、この中の陳情の中で、他市町村が趣旨採択であったっていう文章も出ておりますが、これは中止・撤回を求めることについての趣旨っていうことになりますと、先ほど申し上げましたように中止・撤回ではなくて、それを趣旨採択されるっていうことは、やはり中止・撤回、要するにこの制度はだめだっていうことをおっしゃってることでありまして、私たちの委員会の中では、これは中止・撤回っていうことは、まず考えられないなっていうような合意のもとに不採択っていうふうに取りまとめられましたので、そういうことを申し上げまして、私は7号と同様に11号に対しても不採択とさせていただきます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 私は、何としても、町内の多くの方がこれでは負担減になっているという考え方ですね、だから賛成なんだということが、本当にそれが住民の実態であり、この後期高齢者の医療制度が住民にとっていいものなのか、南部町民にとっていいものなのかっていうことを再度、ぜひとも考え直していただきたいと思うんです。

実際、私たちは今回、後期高齢者問題について署名とアンケートをとらせていただいたんです。その中で、本当に痛切な住民の声がありました。後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料を引かれたら、月3万しか残らんと。一回、3万で、これ決めた人は生活してみたらどうですかっていう町内の方からの声がありました。それと、自分はすごくいろんな病気にかかっていると。この後期高齢者の医療制度に該当する年なんです。であれば、医者に行くのが怖いっていうふうに書いてあるわけです。こんなふうに、ここに住んでる方々にこういうふうな不安をもたらしている制度が、議会でいい制度だという結論になったということは、私は本当に住民に対して残念ではないわけです。

ねらいは、経済財政諮問会議で、町長もどなたかの答弁に行っておられましたけれども、毎年2,200億円を削っていかうっていうことを先に決めてるわけですよ。その上に今後の医療費が団塊の世代が来るので増大するという、先ほど植田議員も言ったとおりなんですけども、これは、ここにも私は厚生労働省の幹部の声を紹介したいと思うんですけども、どんなふうなことを言ってるかっていうと、制度をするとき、医療費が際限なく上がっていくという痛みを後期高齢者がみずから自分の感覚で感じ取っていただくことにしたと、制度創設のねらいをあげすけに語ったのは1月18日、土佐和男厚生労働省国民健康保険課課長補佐が行った石川県の講演で

す。これ「サンデー毎日」に載った内容なんです。このことを指摘されて、彼は、余りわかりやすく言い過ぎたと、こういうふうなコメントを出しているというのが載ったわけです。

もう一つ紹介したいのは、日本経団連がどういうことを言っているか。75歳じゃなくって65歳からにしろって言うてるんですよ。なぜかという、グラフを見てみると。医療費は75歳だけじゃない、65歳から極端に上がってきてるんだって言うてるわけです。65歳にまでして、高齢者のコスト意識を促すには患者負担を原則として入院2割、外来は3割にしろ、こういうことを経団連が言ってきているんです。そういうことをくみ上げて、財政諮問会議での社会保障費を削減していくこととねらい合わせて、今の内容が来てるわけではないでしょうか。

それで、私は、ぜひ知ってほしいのは、細田議員が言いなった下がったというのは、2割、5割、7割軽減にかかった方々なんですよ。世界じゅうでは、制度をつくって軽減施策をとらなくてはいけないっていうのは、これはそもそも実態に合っていないということなんですよ。日本で一番代表的なのは、国保制度ですよ。余りにも国民生活が高いから、7割、5割、2割ですってつくったんですよ。それをも今度は適応させるということは、つくった人たちもこの制度そのまま持っていったら、後期高齢者の低所得者はパンクしてしまうってことをわかっているから、導入と同時に軽減施策を持ってきたわけですね。ということは、だれが考えても、つくった本人たちもこれは負担が多過ぎるということはわかってる制度なんですよ。

植田議員が言ったように、次回は絶対上がってくる、上がってくる仕組みなんですよ。人数がふえる、ですよ。それを75歳以上で賄っていうんですから、まさしく2倍、3倍に上がってくる制度なんです。ここに、廃止はいけないっていいますが、私たちが廃止だっていうのは、残しとっていい制度ではないから廃止しようって言うてるわけです。

今までの老人医療制度がすべていいとは言いませんが、少なくともそこに戻して、どういう制度がいいのかということをもう一度協議しようではないかというのが、今の国会の参議院での採択ではなかったかと思うんです。

とりわけ低所得者を抱え町立病院を持っている南部町の議会が、これは私は党派を超えて、後期高齢者の医療制度の中止ということはぜひとも声上げていきたいし、いくことが住民の負託にこたえることではないかと再度呼びかけて、ぜひとも採択をと主張いたします。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第11号、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決をいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立少数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第 2 1 発議案第 7 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2 1、発議案第 7 号、国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書を議題といたします。

提案者である石上良夫君から提案理由の説明を求めます。

7 番、石上君。

○議員（7 番 石上 良夫君）

発議案第 7 号

国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と
国立病院の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出する。

平成 2 0 年 6 月 2 7 日提出

提出者	南部町議会議員	石 上 良 夫
賛成者	同	杉 谷 早 苗
	同	宇田川 弘
	同	細 田 元 教
	同	植 田 均

南部町議会議長 森 岡 幹 雄 様

意見書案は別紙のとおりでありますので、御参照の上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの提案説明に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結し、討論を終結いたします。
採決に入りたいと思います。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第22 発議案第8号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第22、発議案第8号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書を議題といたします。

提案者である亀尾共三君から提案理由の説明を求めます。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君）

発議案第8号

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年6月27日提出

提出者	南部町議会議員	亀尾共三
賛成者	同	赤井廣昇
	同	足立喜義
	同	笹谷浩正
	同	井田章雄

南部町議会議長 森岡 幹雄 様

発議案は、別紙のとおり、お手元に届けているものでございますので、十分見ていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 提案説明のございましたことに対して質疑はございませんか。

13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） こだわるようですが、もう一度お願いしたいと思います。

この意見書につきましても、昨日の全員協議会で随分議論をして、中身が少し変わってまいりましたが、この意見書のミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書案であります。

どうも下に書いてございます、ミニマムアクセス米の輸入を一時中止し、制度の見直しを云々と書いてあるわけですが、この意見書は輸入を停止する意見書であるのか、ここの意見書の文の中に書かれている、一時中止を求める意見書であるのか、はっきりいたしておりません。多分これは陳情書の中に同様なふうな記述があるもので、これの引き写しでそのように書かれたのかなと思うわけですが、どうもあいまいな意見書というのはいかがなものかなと思いますので、その辺の意見統一といいますか、どのような過程において表題と中の文が違う意見書になったのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 表題は輸入停止を求めるとなってます。それで、記の中で、ミニマムアクセス米の輸入を一時中止し、制度の見直しをWTO交渉の場で強力に働きかけるというぐあいになってるんですけども、これは最終的にはやめてほしいと、このことを。つまり、なぜかという、WTOは、これは強制で必ず買い取りなさいというもんでなくて、その意思があればやりなさいということなんです。日本の場合、これを決めております年間77万トン、先ほど陳情書の提出のときにもあったんですけども、諸般の事情によって77万トンは全量買い付けはできなかったわけなんですけども、しかし、このミニマムアクセス米の輸入を一時中止するということは、これを、今の状況を中止して、そして最終的にはもちろん求めるんですけど、制度の見直しをWTO交渉の中で強く求めてほしい。一時停止を今のところ要求するということなんです。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） よくわかりませんが、一時停止を求めるというような言い方をされたわけですが、そういうことはこの意見書の中には一つも書かれておりません。やはり整合性をとられた方がいいのではないかなというふうに言ってるわけであって、それに対するお答えが一つもありませんので、これでいいというふうな委員会の認識であれば、私はそれで構わんと思うわけですけど、やはり国に出す意見書であれば、表題と文の方が違うような意見書というのはいかがなものかということで指摘をさせていただいてるわけでありまして。答弁があればよろしく。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 整合性が見つからないということは言われるんですけど、私も先ほど言いましたように、最終的にはこれは停止の方向でいってほしいということで、しかし、今の段階で輸入の一時中止を求めるということで、委員会の中でも一致して、これで提案しようということで出したものであります。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ほかには質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結し、討論を省略して、採決をしたいと思えます。

本件は、お手元に配付の原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 発議案第 9 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2 3、発議案第 9 号、公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書を議題といたします。

提案者である亀尾共三君から提案理由の説明を求めます。

1 2 番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君）

発議案第 9 号

公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出する。

平成 2 0 年 6 月 2 7 日提出

提出者	南部町議会議員	亀 尾 共 三
賛成者	同	赤 井 廣 昇
	同	足 立 喜 義
	同	笹 谷 浩 正
	同	井 田 章 雄

南部町議会議長 森 岡 幹 雄 様

別紙につきましては、既に皆さん方にお届けしております案がございますので、これをよく拝読していただくようよろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの提案説明に対して質疑はございますか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議員派遣について

○議長（森岡 幹雄君） 日程第24、議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付いたしております議員派遣の写しのとおり、議員の派遣をいたしたいと存じます。

お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣することに決定いたしました。

日程第25 議長発議第10号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第25、議長発議第10号、農業委員の推薦の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員は、2人を推薦したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、2人を推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。議会推薦の2人の農業委員は、庄倉三保子君、吉持一男君、以上の者を推薦したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、庄倉三保子君、吉持一男君、以上の者を推薦することに決定いたしました。

日程第 2 6 議長発議第 1 1 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2 6、議長発議第 1 1 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、宇田川弘君から、閉会中も本会議の日程等議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、宇田川弘君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 2 7 議長発議第 1 2 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2 7、議長発議第 1 2 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、秦伊知郎君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、秦伊知郎君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第 2 8 議長発議第 1 3 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2 8、議長発議第 1 3 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会のあり方調査特別委員長、秦伊知郎君から、閉会中も議会のあり方について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、議会のあり方調査特別委員長、秦伊知

郎君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（森岡 幹雄君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第5回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。これもちまして平成20年第5回南部町議会定例会を閉会いたします。

午前11時30分閉会

議長あいさつ

○議長（森岡 幹雄君） 閉会のごあいさつを申し上げたいと思います。

平成20年6月定例会を閉会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月20日に開会以来、本日まで8日間にわたり、提案されました条例並びに補正予算案を初め多数の重要議案とともに9名の一般質問や陳情など、終始極めて熱心に、かつ審議の過程の中で大所高所からさまざまな議論をちょうだいいたしました。本日ここに全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことは、各位とともにまことに御同慶に存じます。

今期定例会において成立いたしました議案の執行に当たりましては、開陳されました各議員の意見を十分尊重しつつ、町政各般にわたりさらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。今期定例会会期中に賜りました議員並びに町長を初めとする執行部の御協力に対して、衷心よりお礼を申し上げたいと思います。

昨年7月にスタートいたしました7つの地域振興協議会は1年を迎えました。特徴的に、あいま富有の里振興協議会の活動がマスコミにも取り上げられましたように、7つの地域振興協議会はそれぞれに地域の特性を生かして着実に、また細やかに活動の展開がなされておるものと考えています。住民が主体となった地域振興協議会が、地域で支え合い、安全で安心な住みよい地域づくりを一層進められんことを心から御期待申し上げ、また議会といたしましても住民が主体となった生き生きした活気あふれる地域活動に対しまして全面的に御支援を申し上げなくてはならないと存じております。

いよいよ夏本番となりますが、議員各位におかれましては、御自愛くださいませ、町政の積極的な推進に御尽力賜りますことをお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。お疲れで

ございました。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 6月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月20日から本日まで8日間にわたって開催されまして、執行部提出の6議案、また陳情など19案件について慎重御審議をなされまして、大変お疲れだったと思います。

提案いたしました議案につきましては、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただきまして、本当にありがとうございました。

6月23日と24日には、9名の議員さんから一般質問をいただきましたが、道州制の問題とか、あるいは交通不便地域の公共交通対策など南部町を取り巻く大きな課題から、また住民の暮らしにかかわる身近な課題まで取り上げられたわけでありまして。それぞれに答弁をいたしておりますが、かみ合わなかった点や、あるいは不足したところもあったと思いますけれども、今後のまた議員活動の中で御指導と御鞭撻を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

さて、本年は、我が国で洞爺湖サミットが夏に開催されるわけでございますけれども、我が国は議長国として地球温暖化が主要な議題となって話し合われる予定となっております。

一方、世界的な穀物自給の逼迫から減反政策の見直しも言われ出しておりまして、公益的な機能を発揮をいたしております我が南部町を取り巻く状況に新たな新しい風が吹いてくるのではないかと注目をしているところでございます。このような状況の変化をしっかりと受けとめまして、各種施策を講じまして、町の発展を期してまいらなければならないと、このように思っているところでございます。

これから随分暑くなりますけれども、議員各位には健康に十分気をつけていただきまして、町政の発展に御尽瘁されるように念じまして、お礼のごあいさつといたしたいと思っております。ありがとうございました。